

# 納め忘れはございませんか？

～「高山市徴収強化月間」を行います～

負担を将来世代に先送りしないことが私たちの使命です



差押のようす(自動車タイヤロック)

市税や国民健康保険料などは、私たちが安心して暮らせるまちづくりに欠かせない公共サービスや公共事業を行うための貴重な財源です。

納付義務がある市民の皆さんの大多数は、定められた納期限までに納めていただけていますが、一部の方は納期限を過ぎてから納付、または納付いただけないまま「滞納」となっています。

滞納することは、納期限を守って納付された方との公平性を欠くことになり、さらには市の財政を圧迫し、市政運営に支障をきたすこととなります。

そこで市では、滞納を解消するため「高山市徴収強化月間」を定め、期間中、財産調査を集中的に行い、滞納整理を強化することにより、市税などの収納に努めます。

問合 税務課 ☎ 35-3504

## 強化期間 11月19日(月)～12月30日(日)

どんな税や料金が対象なの？

- ①市税(固定資産税・都市計画税、市県民税、軽自動車税など)、②国民健康保険料、③後期高齢者医療保険料、④介護保険料、⑤清掃手数料、⑥産業廃棄物処理場使用料、⑦保育料、⑧市営住宅使用料、⑨上下水道使用料、⑩下水道受益者負担金、⑪下水道関連事業分担金、⑫学校給食費

失業などで納付できない場合はどうするの？

「失業した」「被災した」などの特別な事情が生じた場合は、必ず各課担当者へご相談ください。  
「これくらいの金額なら」「あと一か月くらい遅れても大丈夫」など安易に判断しないでください。ご相談いただけない場合は、滞納処分を執行することがあります。

どうしても納期限を忘れてしまうんですが…

便利な口座振替をご利用されてはいかがでしょう。  
通帳印と通帳またはキャッシュカード、通知書などをご持参いただき、振替をご希望される市内金融機関窓口でお手続きください。市役所や各支所でも同様にお手続きができます。

### 平成29年度高山市税の滞納処分実績

#### 29年度は212件の差押を執行

市税の納期限を過ぎても納付が確認できない場合、10日後に未納のお知らせハガキ、20日後に督促状とくそくじょうが発送とくそくじょうされます。督促状を発送した翌日から10日を経過した日までに納付されない場合は「財産を差し押さえなければならない」と規定(国税徴収法第47条を適用)されています。このため、通知書や電話などにより納税の催告をしても納付いただけない場合は、財産調査のうえ、搜索や差押が執行されます。

差押の種類	件数
預貯金等	160
給与・売掛金	21
不動産	19
その他	12
合計	212

### 夜間・年末窓口をご利用ください

強化期間中、毎週火・木曜日は次の担当窓口を午後7時まで延長し、納付や相談をお受けします。

また、12月29日(土)・30日(日)は午前9時から午後4時まで、高山市役所において「年末納付窓口」を開設します。平日の昼間に時間がとれず納付が困難な方は、この機会をぜひご利用ください。

担当窓口 税務課、市民課、高年介護課、上水道課  
夜間窓口 毎週火・木曜日 ～午後7時 ※期間中のみ  
年末窓口 12月29日・30日 午前9時～午後4時

